保護者 様

茨城県立勝田高等学校·勝田中等教育学校長 下山田 芳子

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (お知らせ)

新緑の候 保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することになりました。

つきましては、国・県からの通知を踏まえ、5類感染症への移行後の本校における対応・対策を下記のとおり といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について
- (1) 感染状況が落ち着いている平時の対策
 - ・生徒の健康状態の把握、適切な換気、手指衛生や咳エチケットの指導を引き続き実施します。
 - ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - ・昼食の場面においては、「黙食」の必要はなしとします。
- (2) 感染が流行している場合、活動場面に応じて考えられる一時的な対策
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
 - ・生徒間で触れ合わない程度の身体的距離を確保します。
- 2 出席停止等の取扱いについて
- (1) 生徒本人の感染が判明した場合
 - ・出席停止の取扱いとし、出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。
 - ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
 - ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した 日の翌日から起算します。また、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改 善傾向にあることを指します。
- (2) 感染不安で保護者から相談があった場合
 - ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合や、医療的ケアが必要及び基礎疾患により重症化リスクが高い生徒の場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止扱いとします。
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合
 - ・軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはいたしません。ただし、普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であることから、無理をして登校しないようお願いします。
 - ・登校しない場合は「欠席」となりますが、受診等の結果「陽性」が判明した場合は、遡って「出席停止」 としますので、ご連絡ください。
- (4) その他
 - ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。
 - ・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触 した生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が 確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

<問い合わせ先>

茨城県立勝田高校・勝田中等教育学校 教頭 石川 明 ・ 鎮目 真実電 話:029-273-7411